

一般社団法人

東京都個人タクシー協会 会報

乗って安心個人タクシー

第32回 理事会の焦点

高齢化問題、訪日外国人対応等、 個人タクシーの将来を考える

開催日時 5月19日(金)午後1時
場 所 日個連会館

決議事項

- ① 平成28年度事業報告承認の件
- ② 平成28年度決算報告承認の件
- ③ 第4回定時総会招集決定並びに提出議案承認の件
- ④ 第4回定時総会等「平成29年7月4日」のスケジュールに関する件
- ⑤ 第4回定時総会における来賓者承認の件
- ⑥ 平成29年度スローガン承認の件
- ⑦ 委員会委員2名選任の件
- ⑧ 全国個人タクシー協会関東支部代議員一部変更の件
- ⑨ セーフティドライバー・コンテスト参加に関する件

秋田会長から現在の業界を取り巻く情勢について以下のような話がありました。

羽田空港国際線 タクシー乗り場について

4月19日より羽田空港国際線タクシー乗り場が、ターミナルロビー出入口直近

へ移設され、5月16日に視察を行いました。利用者の流れも非常に良く、概ね好評だそうです。また、その時のタクシーセクターの説明によると、今後の方向性として、国際線タクシー乗り場はすべてUD・ワゴンタクシー専用乗り場とし、かつ外国人旅客接遇研修(英語中級以上)修了者に限る方向で検討されるということです。国際線で仕事をしている方、特に車両代替の予定がある方は、頭に入れておくください。

高齢化問題を考える

81歳の事業者が歩道を暴走し、警察官や女性等にケガをさせてしまう事件がありました。高齢者は何歳からということは一概には言えませんが、75歳を過ぎる時に、一度自分自身を振り返って、仕事を続けるかどうかを考えていただきたいと思っています。75歳を過ぎたら仕事をしたいということではなく、さらに仕事を続ける

のであれば、少しでも体調が悪いと思ったら休む勇気を持つ等、それなりの覚悟で営業するよう、役員としても指導をしていく必要があると思います。

ひき逃げ事故発生について

他にもひき逃げ事故が発生しています。内容は、自転車に乗った女性と出合い頭で接触し、一度降りて声掛けをしたところ、「大丈夫」とのことだったので、そのまま仕事に向かったところ、その後警察から出頭命令があったというものです。大した事故でなくても、すぐに警察に届け出をしないとひき逃げ扱いとなってしまう。改めて周知をお願いいたします。その後の審議にて、決議事項は原案通り可決承認されました。



「高齢化問題とともに、若返り策も考えていく」と話す秋田会長

都内個人タクシー現況 (平成29年5月1日現在)

許可事業者数 13,375名 (前月比 -44名)
(特別区、武三12,952名 北多摩158名 南多摩265名)

傘下事業者数 13,100名 (前月比 -45名)
(特別区、武三12,676名 北多摩160名 南多摩264名)

※集計方法は運輸行政と異なります。

平成29年5月31日
更新者の皆さまへ

期限更新申請書提出
後の道交法違反等報
告の徹底について

期限更新申請の際に添付した運転記録証明書の証明期間以降、更新期限満了日(5月31日)までの間に、新たな道路交通法の違反等があった場合には、宣誓書に基づき、行政当局に対して直ちに報告を行うこととされています。

しかしながら過去において、この報告を怠ったことが発覚し、当該事業者及び所属団体の長が顛末書の提出を求められる事案が発生しております。

今般、平成29年5月31日付期限更新者につきまして、期限更新の処分が行われますが、新たな道路交通法の違反等があった場合には、直ちに報告をされますようお願いいたします。



◆◆営業時 車内必携◆◆

指差し外国語シート

・「WELCOME ABOARD」

ステッカー貼付

・銀座タクシー乗り場リーフレット

優良タクシー乗り場及び羽田空港国内線タクシー乗り場における入構条件として、平成27年6月1日より「指差し外国語シート」を携行しており、同シートの活用方法及び挨拶、ドア・トランクサービスの励行等の接遇に関する講習の受講者が乗務する車両とし、「WELCOME ABOARD」ステッカーの貼付が追加されております。

なお、東京都個人タクシー協会としては、所属のすべての個人タクシー事業者において、上記乗り場に限らず、常時、「指差し外国語シート」の携行並びに「WELCOME ABOARD」ステッカーを貼付し、外国人利用者の利便向上に資することとしております。

「銀座タクシー乗り場リーフレット」は、常時、複数枚携行し、銀座乗車禁止地区の規制時間において、タクシー乗り場以外で乗車を申し込まれた場合、利用客にリーフレットを活用し銀座乗車規制(乗り場以外での乗車が禁止されていること)について懇切丁寧な説明をすることになっております。

銀座地区が主な営業場所でない事業者においても、利用客の要請でいつでも銀座地区へ行く可能性のあることから、常時、「銀座タクシー乗り場リーフレット」を複数枚携行してください。

第7回英語研修(受講者募集)

左記により、当協会主催の第7回英語研修(英語初級)を開催いたします。

受講者を募集いたしますので、希望者は所属団体を通じてお申し込みください。なお、この研修は東京タクシーセンター認定外国人旅客接遇研修ですので、羽田空港国際線優良タクシー乗り場(待機所)の「おもてなしレーン」への入構資格となります。

① 研修内容

外国人旅客接遇研修(英語初級)

② 定員

40名

(申込者が25名以下の場合には開催中止)

③ 受講料

2700円

④ 開催日時

平成29年6月22日(木)午後1時~4時

⑤ 会場

日個連会館地下1階会議室

⑥ 受講申込締切日

6月8日(木)

個タク制度の危機

真面目な事業者 迷惑千万

なぜ法を守れない

本当にいいのか! このままで!!

NO! 飲酒運転

NO! ひき逃げ

一般社団法人 東京都個人タクシー協会

計報

*4月

所属団体

享年病名

村松	芳文（東個協・世田谷第三）	64	心不全
安井	啓喜（東個協・豊島）	70	大動脈解離
岡村	隆治（東個協・野方）	72	前立腺癌
影山	香（東個協・墨田）	69	膵臓癌
関口	昭治（都営協・板橋）	77	心不全
長谷川	登（都営協・板橋）	67	結腸癌
立道	和徳（都営協・第一事業団）	75	盲腸癌
倉本	相毅（都営協・第一事業団）	66	膀胱癌
北澤	文明（都営協・東部）	60	不明
内山	文夫（多摩・東日本協組）	67	不明

ご冥福をお祈り申し上げます

ご冥福をお祈り申し上げます

行政処分状況

平成29年4月分

番号	処分日	氏名	処分内容(車両停止)	違反事項	違反概要	点数
1	4月18日	阿部廣行	102日車	車両法第58条第1項他	無車検運行他	11点
2	4月24日	浅野弘幸	40日車	特措法第43条第2項	乗禁地区営業	4点
3	4月24日	浅野弘幸	40日車	特措法第43条第2項	乗禁地区営業	4点

※2と3は別案件です。

不適正営業集計表(街頭営業適正化指導規程)

(件)

発生日	警告事案	処分事案	処分事案(加重)	合計
平成29年3月	28	11	0	39

処分事案対処報告書(街頭営業適正化指導規程)

平成29年4月報告分

会員	団体名	氏名	発生日	発生場所	対象行為	加重	処分内容
都営協	足立支部	Y・T	H28.12.5	東京駅八重洲北口周辺	交通阻害行為		表示灯使用停止
都営協	城北支部	A・S	H29.1.12	新幸橋周辺	待機禁止無視		表示灯使用停止
都営協	新東京支部	M・M	H29.3.4	港区新橋2-17	運送引受拒絶		表示灯使用停止
全個人		H・T	H28.12.14	中央区銀座7-7(車両進入禁止地区内)	回遊車両	加重	換金停止 自筆誓約書提出
			H29.2.9	中央区銀座8-7(新橋上)	回遊車両	加重	換金停止 最後通告含む誓約書提出
			H29.4.6	中央区銀座7-7(車両進入禁止地区内)	乗禁地区営業	加重	脱退勧告

※処分事案は会員団体に処分を要請し、平成29年4月中に処分内容の報告があったもの
※加重とは、処分事案としての処理が2回目以降となる場合です

地理モニター報告49

【 移 転 】

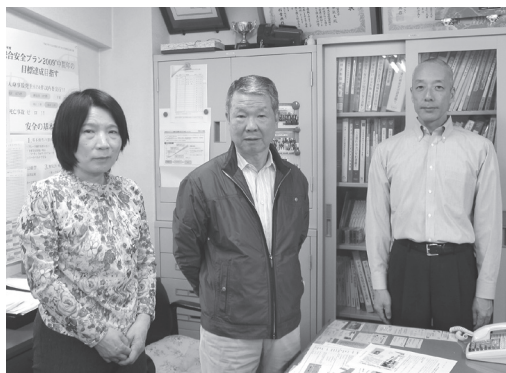
地図	名称	新所在地	旧所在地	移転日
	丸の内警察署	千代田区丸の内 3-8-1	千代田区有楽町 1-9-2	平成29年3月 建替えによる約3年間の移転

【 新 施 設 】

地図	名称	概要	所在地	開始日
	京王プレッソイン 東京駅八重洲	日本の玄関口・東京の「粋」を表 現したデザインで3種類の色のお 部屋で皆様をお迎え。	中央区京橋1丁目	平成29年8月

【 道 路 ・ 橋 等 】

地図	名称	概要	変更日
	国分寺都市計画 道路3・2・8号 府中所沢線	多喜窪通りから熊野神社通りまでの約1.1キロメートルの区間が 開放。 (交通開放区間について) ●北行きの車道は1車線、南行きの車道は2車線での暫定開通 になります。 ●北行き、南行き車道の間には中央分離帯を設置するので、接 続道路から本線に進入する際は、右折ができなくなります。 2017地図 P252-E-1～E-2	平成29年3月

東京
ぐ
る
り

支部紹介 ● 第76回 ●

全個人タクシー協議会
(所在地:練馬区桜台)

自由と自覚のバランス重視

昭和43年に前身である全東京個人タクシー協会
の名で発足し、その後、幾度かの合併や名称変更を
重ねて今に至ったという、全個人タクシー協議会。
現在の組合員数は56名で、練馬区や板橋区以外に
も都内全般に広く組合員が分布していることも特
徴の一つです。

「昔と比べると組合に対する意識が薄くなっ
ていると感じる」と話す佐藤敏夫会長。組合の存在
価値を今の時代に合わせるにはどうしたらいいの
か、どうしたら組合員の負担を減らすことができ
るのか。悩んだ末、佐藤会長は新年会や組合旅行
等の組合行事を出来るだけ止め、シンプルな組合
運営を決定しました。組合員の「自由」度を増やし
つつも、事業主だという「自覚」をしっかり持つ
ことが必要。このバランスを見ながら、粘り強くサ
ポートしていくことが重要だと思う」との言葉に、
強い決意と覚悟が感じられました。

なんでも
トピックス

地域のおすすめスポットや
クラブ活動、
名物ドライバーなど
なんでもご紹介

石神井川のお花見ロード

組合事務所の横を
流れる石神井川沿い
には豊島園まで続く
桜並木が。桜の時期
には、歩道を散歩す
る人たちが賑わうそ
う。「桜の名所は数多くありますが、ここの桜も素晴
らしいですよ」と、佐藤会長も太鼓判です。

